

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

岩手県北自動車においては、旅客自動車運送事業における輸送の安全を確保するために、全社員が一丸となって取り組んでまいります。

1. 安全管理規程（別添）

2. 安全統括管理者：

常務執行役員 営業本部長 三 上 金 昭

3. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 社長及び役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割をはたしてまいります。また、安全の確保に関する現場の声に真摯に耳を傾けると共に、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底します。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

[経営方針]

岩手県北自動車は、更なる安全運行の追及を最優先するとともに、以下三点の大きな経営課題に取り組むことを通じて、地域の公共サービスの発展、そして地域経済の発展に貢献します。

- 地域社会・地域経済との真の共栄
- 「公共交通回帰の実現」
- 広域連携効果の創出

4. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成23年度達成状況及び24年度目標

〔区分〕	〔H23年度目標〕	〔H23年度状況〕	〔H24年度目標〕
人身事故（車内含）	0件	1件	0件
車両事故	0件	0件	0件
物損事故（有責）	17件	40件	20件

※物損事故は構内・単独物損事故を含。

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計。

1件——車内事故。

(3) 平成24年度重点目標

「重大事故ゼロ」「車内事故ゼロ」「酒気帯運転ゼロ」「有責事故半減」

6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

安全管理規程第三章第8条及び別添（運輸安全マネジメント体制組織図）参照

7. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達,共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (6) 社内の安全運行（航）指導協議会と連携して、輸送の安全の確保を図ります。
- (7) グループ企業及び高速路線バスの共同運行会社等と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。
- (8) 貸切バス運行を委託手配したグループ企業及び委託手配したバス会社の輸送の安全の確保を阻害するような運行にならないよう運行時間・経路の設定等について運行手配書に明記し、「バス運転手の労働時間等に関する厚生労働省告示」に違反するような行為を行わないとともに、手配バス会社の輸送の安全の向上に協力するように努めます。

8. 輸送の安全に関する計画

- (1) ①安全管理規程第二章第6条の規程及び安全運行指導協議会の活動計画により事故防止を図るとともに別添（平成24年輸送の安全に関する指導・教育計画について）の通りとします。
② 又、春・秋の全国安全運動期間、年末年始の輸送安全総点検期間中には役員及び本社部門が現地に出向いて、営業所、支所の運行管理状況を把握のうえ指導を実施します。
③平成24年3月迄に全車両に導入した、デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーを活用した安全運転指導を実施します。

(2) 設備投資

- ① 車両については、計画的に代替していきます。
- ② 事故、災害時等における本社と営業所間の連絡手段確保のため衛星電話の導入を検討するとともに、営業所と運行車両間の連絡手段の充実を進めます。

9. 事故、災害等に関する報告連絡体制

安全管理規程第四章第13条及び別添（運輸安全マネジメント体制組織図）の通りとします。

10. 輸送の安全に関する内部監査結果

平成23年5月から平成24年1月において、営業所の内部監査を実施し、不適合でない状況を確認しております。